

宇都宮市原油価格・物価高騰対策支援金 Q & A

Q1：昨年度実施した同支援金と違いはあるか。

主な違いは次の通りです。

- ・対象期間は1年間でなく、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの6か月間
- ・医療機関等のうち病院群輪番制病院については1床当たりの補助単価で算定

Q2：県の支援金と同様、光熱費だけが対象か。以前の食材料費や車両燃料費は？

県の追加支援金となった光熱費についての上乗せ補助を行うものです。

今回の申請については食材料費、車両燃料費は対象外となります。

Q3：同一法人、同一建物で、複数の事業を運営している場合、事業ごとに申請できるか？

基本的には栃木県が行う光熱費高騰対策追加支援金の上乗せですので、県と同様の考え方で事業ごとに申請可能です。

事業別の考え方については、下記を参照ください。

【医療機関等】

- ・同一施設内で施術所（柔道整復師）と施術所（あん摩・マッサージ師、はり師、きゅう師）を兼ねている場合、一つの施術所とみなします。

Q4：県の支援金を受けていないが、市の支援金を申請することはできるか？

県の支援金を受けていることを前提に市で上乗せを行うものですが、Q4に「県支援金の対象とならない～」とある事業については、市の支援金のみの申請ができます（当該事業のみの申請の場合は、宣誓事項の2番目はチェック不要）。

その他、県の支援金を受けていない事情等がありましたらご相談下さい。

Q5：法人本部は宇都宮市内にあるが、市外にある施設も補助対象となるか？

対象となるのは下記をすべて満たす施設であり、市外にある施設は対象外です。その所在する市町で類似の支援金があるか確認ください。

- ・令和5年10月1日時点で宇都宮市に所在する
- ・今後も事業を継続する見込みである（交付決定までに廃止予定がない）
- ・実際に運営実績がある

Q6：振込先は、代表者個人の口座等、法人以外の口座でもよいのか？

円滑な交付のため、できる限り法人の口座を記入してください。（債権譲渡の手続きが必要になる場合があります。）

Q7：テナントとしてビルの一室で事業を運営しているが、光熱費が家賃に含まれており、直接負担していない場合は補助対象となるか？

事業者は家賃という形で間接的に光熱費を負担していますが、光熱費高騰分の上乗せとして家賃改定が行われな限り、高騰分は事業者が負担していない（大家が負担）ので、補助対象となりません。

Q8：対象経費となる「光熱費高騰分」とは何を指すのか？

対象となる「光熱費」は、令和5年10月から令和6年3月までの電気料金及びガス料金であり、「高騰分」とは料金改定等に伴い令和3年の同月と比較して上昇した分を指します。

これらの経費が、県支援金と市支援金の合計額以上となる場合に申請可能です。（市支援金のみ対象となる事業については、市支援金の額以上となる場合。）

Q9：領収書等の証拠書類はいつ提出するのか？

円滑な支援のため、今回の申請において証拠書類の提出は不要ですが、事後的に市の求めに応じて提示できるよう整理し、5年間保管しておいてください。

Q10：支援金の振込予定日を教えてもらえるか？

申請状況を見ながら一定期間ごとの申請分をまとめて処理するため、締め日までの日数を除き、概ね1か月以内を想定していますので、申請書に記載いただいた口座の入金記録で御確認ください。

なお、市の各所管課において振込処理を行います。膨大な数の申請が想定されますので、処理状況に係る市へのお問合せは御遠慮くださいますようお願いいたします。

Q11：様式第1-2号「申請施設等一覧表」の「補助単価」と「申請額」とは？

「補助単価」は、本市が施設等の種類別に規定する交付金額（医療機関等のうち病院群輪番制病院については1床当たりの額）を記載してください。

「申請額」は、前述については「補助単価」に床数や定員数を掛けた額と同額を記載ください。

なお、ホームページ掲載のエクセルデータをご利用の場合は、医療機関等の種類をプルダウンで選択していただくと金額が自動で入力されます。